

鳥取県特別医療費助成制度について

特別医療費助成制度とは・・・

小児、重度心身障害児者、ひとり親家庭などの方々の健康の保持及び生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とし、医療保険等で医療を受けられた時の自己負担分を助成しています。

助成を受けるには、市町村で申請を行い、そこで交付する特別医療費受給資格証と医療保険証を医療機関や薬局の窓口に提示していただきます。

1 障害児・者関係

- 〔対象者〕
- ・ 1～2級身体障害者手帳所持者
 - ・ 療育手帳 A 所持者
 - ・ 1級精神福祉手帳所持者

〔所得制限等〕

所得区分	世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯		
	本人	① 市町村民税非課税のかた	② 市町村民税非課税のかた	③ 老齢福祉年金支給要件の所得未満のかた	④ 老齢福祉年金支給要件の所得額以上のかた
負担	通院	全額助成 (本人負担なし) ※従来どおり	<月額負担上限額> 1 医療機関ごと		助成対象外 (医療保険に基づく自己負担)
			1,000 円/月	2,000 円/月	
	入院		5,000 円/月	10,000 円/月	

- (1) 市町村民税非課税世帯の方については、自己負担分の全額を助成します。
ただし、自立支援医療の対象になるにもかかわらず、自立支援医療の手続きを行わない場合は、②として医療費の一部を負担していただきます。
- (2) 市町村民税課税世帯のうち、②、③の方は、本人の所得に応じて、1 医療機関（訪問看護ステーションを含む。）ごとに月額負担上限額まで、総医療費の原則 1 割負担となります。
- (3) ②、③の方に対する軽減策として
- ア 自立支援医療の高額治療継続者（人工透析や統合失調症など）に該当するときは、その該当する自立支援医療（育成医療、更正医療または精神通院医療）に係る自己負担分の全額を助成します。
※自立支援医療の対象とならない疾病（風邪等）の治療については、上記（2）のとおり本人の所得に応じた負担をしていただきます。
- イ 障害者自立支援法、介護保険法における「境界層」該当者の証明書の交付を受けた方は、全額助成を継続します。（境界層措置とは、生活保護の受給を要しないように必要な措置を行うこと。）

注) 上記②…年間所得額 1,250 千円以下の方

③…年間所得額 1,595 千円未満の方（扶養親族 0 人の場合）

④…年間所得額 1,595 千円以上の方（扶養親族 0 人の場合）

※収入には障害基礎年金、特別障害者手当等は含まれません。

2 小児、特定疾病、ひとり親関係

1. 小児

〔対象者〕 乳幼児（小学校就学前まで）

〔所得制限〕 なし

2. 特定疾病

〔対象者〕 20歳未満の慢性腎疾患・ぜんそく・慢性心疾患・内分泌疾患・膠原病・糖尿病等の患者

〔所得制限〕 なし

3. ひとり親家庭

〔対象者〕 18歳の年度末までの児童及びその養育者

〔所得制限〕 所得税非課税世帯

〔一部負担金等〕

区分	自己負担 〔1医療機関ごと〕	月額負担上限額	
		低所得者世帯	一般所得世帯
入院	1,200円/日	15日/月まで (18,000円/月)	上限なし (36,000円/月)
		4日/月まで (2,120円/月)	
通院	530円/日		

※低所得者世帯：
市町村民税非課税世帯
（「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた方）

（1）長期入院者のうち、低所得者世帯について負担軽減します。

3 全対象者共通

（1）院外薬局での自己負担は全額助成します。